

## サプライチェーン参入支援事業業務委託仕様書

### 1 名称

サプライチェーン参入支援事業業務委託

### 2 目的

秋田県内企業（以下「県内企業」という。）が医療機器製造販売業者、医療機器販売業者及び福祉機器製造販売業者等（以下「医療機器メーカー等」という。）のサプライチェーンに参入できるよう支援する。

### 3 業務の委託期間

契約締結の日から令和9年3月12日まで

### 4 業務の概要

医療機器メーカー等のサプライチェーンへの参入を目指す県内企業に対し、訪問やオンライン面談（以下「訪問等」という。）により、現に製造している製品や製造に係る技術力を把握した上で、次の（1）～（3）で示す支援を行うこと。

#### （1）訪問等による県内企業の現状把握及び参入に向けたアドバイスの実施

- ① 既存製品や技術力を把握すること（訪問面談4社、オンライン面談8社程度）
- ② サプライチェーン参入に向けたPRシートの作成を支援すること（12社程度）

#### （2）医療機器メーカー等とのマッチングの実施

- ① 県内企業と医療機器メーカー等とのマッチングを実施すること（14件程度）
- ② うち4件程度は、面談後に後日訪問やサンプル提供、見積り依頼など具体的な成果に結び付くようなマッチングとすること

なお、マッチングを行う際は、事前に委託者に情報共有すること。

#### （3）医療機器メーカー等が参加する展示会での出展支援の実施

首都圏等で開催される医療福祉関連の展示会に出展する県内企業に対し、事前PR方法のアドバイス指導、展示期間中の医療機器メーカー等の招致、商談後のフォロー等を行うこと（4社程度）。

### 5 留意事項

#### （1）次の①～③の項目については、委託者が実施する。

- ① サプライチェーンへの参入を希望する県内企業の募集
- ② 県内企業訪問に際しての日程調整
- ③ 県内企業訪問に際しての移動手手段の確保

#### （2）訪問等により県内企業の現状把握及び参入に向けたアドバイスを行う時間は、各社1時間を確保すること。

- (3) 医療機器メーカー等と県内企業をマッチングした際は、その内容について報告書を作成し委託者に提出すること。また、医療機器メーカー等と県内企業の双方からアンケートにより意見収集を行うこと。

## 6 個人情報の保護

本業務で知り得た情報（参加者の情報を含む。）については、本業務外での使用を禁ずるものとする。

## 7 委託費の内訳

4の実施に要する費用並びに業務報告書作成費用、消費税及び地方消費税とする。

## 8 業務の実施体制

業務全体の企画及び準備、マッチング支援の実施、展示会での出展支援等、当該事業の実施に必要なスタッフを確保すること。

## 9 委託者への報告書類

### (1) 委託業務実績報告書及び委託業務完了届

本業務が完了してから10日以内に、委託業務実績報告書及び委託業務完了届を提出すること。

委託業務実績報告書には、面談等の開催日時及び場所、概要、各種資料、面談の記録、アンケート結果などを記載し、実施企業一覧を添付すること。

### (2) その他

適正な事業の執行のため、委託者は受託者に報告を求めることができる。

## 10 その他

この仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議の上、決定するものとする。